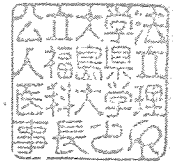


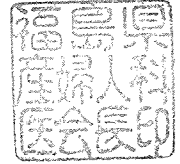
平成 27 年 11 月 17 日

公益社団法人日本産婦人科医会 会員各位

福島県立医科大学理事長 菊地 臣一



福島県産婦人科医会会長 本田 任



福島県産科婦人科学会会長 藤森 敬也



福島県の妊産婦に対する平成 27 年度 県民健康調査
「妊産婦に関する調査」の実施にあたっての御協力依頼

平素は、福島県から移動・避難された妊産婦の御診療に対し、格段の御協力、御理解をいただき感謝申し上げます。さらに、福島県が、福島県立医科大学（以下、「医大」）を実施主体として、県民の継続的な健康見守りの取り組みの一つとして、平成 23 年度より実施しております、県民健康調査「妊産婦に関する調査」への御協力に対しまして心より御礼申し上げます。

本調査において、回答内容から支援が必要と思われる方に対し、助産師・保健師等による電話支援を実施しておりますが、その内容については、平成 23 年度は大半を占めていた放射線の影響に対する不安や避難に対する心配ごとの相談が減少し、平成 24 年度以降は育児に対する通常の心配ごとの相談が多くなってきております。

しかしながら、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故から 4 年以上が経過した現在もなお、福島県で子どもを産み育てていくことに不安を持っている妊産婦の方々がおられ、県外へ移動・避難されている方もいらっしゃるのが現状です。医大では、「妊産婦に関する調査」を継続して実施し、客観的なデータを継続して示すことで福島県内の妊産婦の安全、安心につなげていきたいと考えております。

つきましては、『福島県より移動・避難されて対象となられる妊産婦の方々に対しまして、下記、「妊産婦に関する調査」専用相談窓口にて御連絡いただき、調査に御協力いただけるよう』御周知いただけましたら幸いです。

本調査の対象となる妊産婦の方々は、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までに、福島県内の市町村から母子健康手帳の交付を受けた方（及び同期間内に福島県外の市区町村から母子健康手帳を交付された方で、いわゆる里帰り出産された方で申し出のあった方）としています。また、同期間内に母子健康手帳の交付を受けた方で、福島県に住民票を残したまま県外に住んでいらっしゃる方も対象となります。

対象となりました妊産婦の方々への対応に関しましては、先生への御負担が大きくならないよう、妊産婦専用の相談窓口で対処いたします。

御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、何卒よろしくお願いいたします。

<「福島県民の妊産婦」を御診察された場合の妊産婦からの連絡先>

公立大学法人 福島県立医科大学

ふくしま国際医療科学センター

放射線医学県民健康管理センター

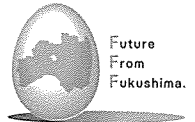
「妊産婦に関する調査」専用相談窓口：024-549-5180（平日 9：00～17：00）

ホームページ <http://fukushima-mimamori.jp/>



県民健康調査

「妊産婦に関する調査」についてのお知らせ



ふくしまからはじめよう。

福島県
福島県立医科大学

※福島県立医科大学では、妊娠の最終結果やご出産の情報を入手することができないため、本調査票等が届きましたことをご不快な思いをされた方には心よりお詫び申し上げます。福島県の妊産婦の皆さんの現状把握のため、どうぞ本調査にご協力ください。

福島県の妊産婦のみなさん、体調はいかがでしょう

福島県立医科大学では、福島県の委託を受け、県民健康調査の一環として「妊産婦に関する調査」を実施しています。妊産婦の皆さまのこころや身体の状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、今後の福島県内の産婦人科医療の充実へつなげていくことを目的としています。

調査対象となられる方

- ① 平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までに福島県内の市町村から母子健康手帳を交付された方
- ② 上記①の期間内に福島県外の市区町村から母子健康手帳を交付された方の中で、いわゆる里帰り出産された方

①の方は、福島県各市町村の母子健康手帳の交付資料に基づいて調査票を送付しています。また、②の方へは、県内産科医療機関を通じ、本調査へのご協力をお願いしています。



- ◇ ご回答は任意ですが、多くの皆さまのご協力により充実したケアへ繋がりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ◇ 調査へのご意見を含め、皆さまの生の声をお聞かせ下さい。
- ◇ 妊娠、出産、育児などについて、専任の助産師、保健師等による電話相談もしています。専門的な内容のご相談には、医師が対応いたします。
- ◇ ご回答内容に基づいて、助産師、保健師等から連絡させていただく場合がございます。
- ◇ 以前の調査でご協力いただきました皆さま有難うございます。

<個人情報の取り扱いについて> 本調査票に記載された個人情報は、健康管理のため、県において使用するほか、お住まいの市町村には求めに応じて情報提供させていただきます。また、調査結果は、集計、分析された形で公表することとし、個人が特定される形で公表することはありません。

ご出産された方は、1か月児健診を受けた後で、ご回答下さい。

基本調査問診票の提出はお済みでしょうか？

平成 23 年 3 月 11 日から 7 月 1 日までの間に福島県に居住していた皆さまへ

「基本調査」は、各個人が受けた外部被ばく線量を把握し、皆さまの健康を生涯にわたって見守るための基礎資料となる大切なものですので、是非記入の上ご返送下さい。なお、問診票の再交付を希望される場合や問い合わせは下記センターへご連絡下さい。

「妊産婦に関する調査」専用お問い合わせ先
福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
電話 024-549-5180 (平日 9:00~17:00)
メール ninpu@fmu.ac.jp

